

初期パレスチナ指導層における「民族自決」概念の内在化 (1918-1922)

批判的言説研究の視点から

ハディ・ハーニ

-
- I. はじめに
 - II. 研究の背景
 - III. 「民族自決」以前のディスコース
 - IV. 「独立」のディスコースの登場
 - V. 「自決」のディスコースの登場
 - VI. 前提化する「自決」と対話性の縮小
 - VII. 「民族自決」から「民族自決権」へ
 - VIII. まとめ

Internalization of the Concept of “National Self-Determination” in the Early Palestinian Leadership (1918- 1922)

From the Perspective of Critical Discourse Studies

Hani ABDELHADI

This paper examines, from the standpoint of a critical discourse studies (CDS),

how the Palestinian leadership internalized the concept of self-determination in 1918, when it became internationally recognized, and immediately thereafter.

This is deeply related to the fact that the solution of the Palestinian problem in recent years has been examined mainly from the viewpoint of achieving self-determination by both Israel and Palestine, and that peace negotiations have been stalled. The idea that the concept of self-determination was universally valid gained acceptance in the international community over a period of several decades following Wilson's "14 points" in 1918. As a result, the current Palestinian problem tends to be recognized as a conflict between the two ethnic groups over the right to self-determination, and it can be said that such an explanation has been provided in previous studies.

Meanwhile, some previous studies have questioned the concept of self-determination itself; some argue that what is indeed important is not independence or self-determination but the rights themselves, including the right to return. This argument raises the question of whether the essential aspirations of the Palestinians can be understood only within the framework of self-determination. It also suggests that a critical review of the values commonly assumed in the previous solutions of national self-determination must be conducted in considering alternative solutions in the future.

To contribute to the solution of this problem, this paper examines the concept of national self-determination, which is the present premise, from the viewpoint of CDS. Through this analysis, this study investigates how this concept has become internalized and premised in Palestinian leadership discourse and then highlights the ideological nature of such discourse. The period covered is from 1918, when Wilson's "14 points" gave rise to the international recognition of the principle of self-determination, to 1922, when the British mandate to Palestine was adopted. This is a particularly important period to consider in relation to how the Palestinians felt about the emergence of the concept and how it was incorporated into their discourse.

This analysis shows that discourse can be captured at three levels: identity, subject of demands, and international legitimacy. At the level of identity, a transition from Arab nationalism to a territorial Palestinian nationalism is observed.

An analysis of the terminology and intertextual effects of documents reveals a gradual transition from early discourse, which claimed basic and individual rights to residence and ownership, to a discourse that sought collective independence, and finally to a discourse that sought the application of the right to national self-determination. In

addition, the discourse is confirmed to have merged with that of the League of Nations and the Allies for reinforced legitimacy. Therefore, international discourse played an ideological role and contributed to the reduction of discourse's dialogicality. Through this process, the roles of the Muslim Christian Association in Palestine, the Palestinian Arab Congress, and the Palestinian delegation dispatched by the Congress to London, which claimed to be the only legitimate representative of the Palestinians, were particularly important as actors in the formation of discourse.

I. はじめに

本稿は、民族自決の概念が国際的に認知されるようになった1918年とその直後の時期において、パレスチナ人の指導層がいかにかこの概念を内在化していったのか、という点について、批判的言説研究の立場から検討を加えるものである。

この問いは、パレスチナ問題の解決に関する議論が、オスロ合意が事実上の破綻を迎えた2000年頃以降、停滞していることと深く関係している。「土地と平和の交換」の原則、すなわちイスラエルとパレスチナという二国家を物理的に分割し、その枠組み内で両者の民族自決を達成するという考え方に基づく二国家案は、オスロ合意以降も複数回にわたって政治レベルでの提示がなされてきたが、両当事政府の非妥協的態度を反映して現在まで合意には至っていない。一方、主にアカデミアにおいては、2000年前後から一国家案（二民族国家案）を積極的に提唱する議論も活発化している[Abunimah 2007; Faris 2013; Tilley 2010]。しかし世論調査の結果等を参照する限り、一国家案に対する当事者らの目線は冷ややかであり、過度にユートピア的であるとの反論もある[Baraka 2005; Shikaki 2012]。

そうした二国家・一国家案に加え、連合国家やその他様々な和平案についての議論がなされてきたが、結局のところ決定的なアイデアは存在していない。それでも、政治的文脈においては、二国家案をベースとした和平交渉がいまだに主流であり、一国家案や、連邦制といった案が交渉のテーブルに載るような動きはほぼ見られない。少なくとも現在のパレスチナ側の指導部は、国家としての完全な独立を目標として設定していることは明らかである。

すなわち現在、パレスチナ問題の解決とは、一方では「パレスチナ人」と呼ばれる人々と、他方で「ユダヤ人」と呼ばれる人々が、それぞれをネーション（ここでは「国民」）^①とする独立した主権国家を樹立し、これを基本的な単位として、各国民の独自の諸権利を主張・保障すべきであるという発想を前提としている。言い換えればパレスチナ問題は、

「いかにパレスチナ人とユダヤ人はそれぞれの民族自決を実現できるのか」という問いとして理解されてきたといえることができる。

ここでいう民族自決とは、1960年に国連憲章の第1条2、また総会決議1514号（A/RES/1514）「植民地諸国、諸人民に対する独立付与に関する宣言」において明記された内容をまとめ、「ある民族集団が自分たちの意志にもとづいて、その帰属や政治組織、政治的運命を決定し、他民族や他国家の干渉を認めないとする集団的権利」と一般的に理解されている〔廣瀬 2014: 70〕。上記のような構図は、いわゆる国民国家体制の図式を反映したものであり、これが現代の国際社会において広く一般的な原則となっていることは改めて指摘するまでもない。それはパレスチナ問題の文脈においても同様なのである。

II. 研究の背景

1. 民族自決の適用に関する先行研究

しかし、民族自決の原則はパレスチナ人に対しては十分に適用されているとはいえない⁽²⁾。その歴史的な経緯については、Kapitan [1995] などが論じている。Kapitan [1995: 13] によれば、ウィルソン主義的な民族自決の原則は、イギリス委任統治開始以前のパレスチナにも適応され得るものであったが、アラブ民族の期待に反してそれは実現しなかった。その過程では、主に1917年のイギリスによるバルフォア宣言の発表と、1946年のアメリカ大統領トルーマンによる重要な政治的決定がなされたことにより、結果として国際社会はパレスチナにおける民族自決の適用を否定することとなった。この経緯について、Cattan [1973]、Bassiouni [1978]、Mallison [1986]、Quigley [1990] などの議論をまとめつつ、以下に要点を挙げて詳述する。

第一に重要なのは、1917年のバルフォア宣言によって、世界のユダヤ人にパレスチナでの「ナショナル・ホーム」建設が認められたことで、同時にパレスチナのアラブ系住民の自決は無視されることとなったことである。Khalidi [1987: 213-221] によれば、1919年頃には既にパレスチナ人（以下、パレスチナに居住していたアラブ系住民について言及する際には単にパレスチナ人と表記する）は断固としてこうしたユダヤ人の「ナショナル・ホーム」建設ならびに民族自決の無視という状況に反対していた。また宣言の内容が1922年にイギリスの委任統治の開始によって実体化しはじめた後の1925年には、イギリス人国際弁護士のカインシー・ライトが、パレスチナ人は「宣言は連合国側が認めたはずの民族自決の原則に対して著しく違反している」との認識を持っていたことを報告している〔Quigley 1990: 18〕。加えて、1919年のパリ講和会議におい

ても、弁務官のキングとクレーン（キング・クレーン委員会調査）が、パレスチナの状況が民族自決の原則と符合しないことに懸念を表明したが、この懸念はアメリカ・イギリス両国の意志決定には何ら反映されず、国際連盟にも無視された [Kapitan 1995: 15]。ウィルソン本人も1919年には繰り返しバルフォア宣言の承認に言及し、1922年には米議会もこれを追認するなど、ウィルソン自身が民族自決の原則と宣言の内容が摩擦を起こすことについてはあまり関心がなかったとも指摘されている [Khalidi 1987: xxxii; Lansing 1921: 104-105]。

第二には、パレスチナをパレスチナ人国家とユダヤ人国家に分割するシオニストらの提案（1946年8月）をトルーマン大統領（当時）が支持したことが挙げられる [Khalidi 1987: lxiv; Kapitan 1995: 17]。翌年、国連パレスチナ特別委員会（UNSCOP）は国際連盟が後押しした委任統治は民族自決の原則に反しており、ユダヤ人国家の樹立という考えも民族自決の原則に反するとの意見を表明していた [Quigley 1990: 33] が、トルーマンやソ連による後押しを受け、国連は最終的に分割決議の採択へと向かうことになる（A/RES/181(II)）。この決議こそはパレスチナ問題における「原罪」である、すなわち最も重要な転換点であったとの指摘もなされている [Lilienthal 1982: 97]。

今日、国連憲章は民族自決の原則が現代の国際外交の規範であることを認めており、総会決議181号が採択されるまでには既にこの議論がほぼ確立されていたことを先行研究は示している [Kapitan 1995; Quigley 1990; Bassouni 1978; Cattan 1976; Mallison 1986]。しかし、その国連が採択した決議181号は、歴史的パレスチナの一部におけるユダヤ人国家の樹立を約束することで、結果的に歴史的パレスチナ全土でパレスチナ人が自決することを否定することとなったのである。

パレスチナ問題における民族自決権というテーマに関する先行研究は、このように国際法の適用と、その生成主体（連合国や国際連盟、また現在の国連）の対応という視点から検討を行うものが多い。これは民族自決の概念が現代においては主に国連の憲章や決議によって構築・再生産されていったことを反映している。また、今後の展望についても、これらの研究は民族自決の原則が現在もなお国際的な規範であることを尊重し、その枠組みの中で今後どうあるべきかを示唆するにとどまっている。上記の研究に加え、De Waart [1994] や Nuwār Sha't [2016] などの研究もこの視点に立っている。換言すれば、民族自決の原則はこれらの検討を受けても未だパレスチナ問題の解決の大前提として位置付けられていることが示唆される。

2. 「民族自決」に対する批判

一方、近年ではこのような民族自決の概念そのものが、特にパレスチナ問題という文脈の中で、限界を迎えているのではいかと示唆する議論も見られるようになっている。

例えばNusseibeh [2011] は、国家として独立することそれ自体を第一に優先することに対して疑義を呈し、「国家の目的」についての再考を促した。議論からは、「独立」や「自決」といった価値と、他方では「解放」や「権利の回復」といった価値の重要性、あるいは主従関係が逆転する現状が示唆されている。また、この議論に基づいて、主権国家を持つ代わりにイスラエルによる併合を受け入れ、単一国家の構成員として、政治的権利ではなくあくまで市民的な権利のみを主張していく戦略へと方針転換するほうがより現実的であるとする挑戦的な議論を行った。これは、従来の民族自決の発想とは異なるものであり、裏を返せば、パレスチナ人の本質的な希求は民族自決の枠組みでは捉えきれないのではないか、という問題提起と読むこともできるだろう。

またMassad [2018] によれば、民族自決の概念は、確かに反植民地主義（そしてその一つの流れとしてのパレスチナ解放運動）者が植民地主義からの独立という目標を達成する上での原理ともなってきたのであるが、むしろ反対に、入植者たちにとっての「征服する権利」が「自決の権利」という名で保存されるための原理として発展・機能してきた。つまり、殖民主義（Settler Colonialism）たるシオニズムによって移民してきたユダヤ人にとっても、現状のみに注目すれば「民族自決」は適用されざるを得ないことから、それは必然的にパレスチナ人の自決を妨げる存在にもなる。よって、民族自決を前提とする以上、争点は占領や暴力的な放逐の事実に対していかに正義を実現するか、といったことではなく、どちらがより当該の土地との「つながり」を強く有するのか、あるいはどちらが「原住民」としてふさわしい、正統な地位を確立するかという問題になり、客観的な意味での決着をつけることは非常に困難になる。

こうしたことは、国際法における民族自決の権利と、国家の主権に含まれる領土保全の権利を尊重するという原則（内政不干渉）が衝突することとも大きく関連している。これは良く知られた国際法の矛盾、あるいは不完全性を示す例であるが、解決しようとする国際的努力はほぼ見られず、結果としてパレスチナ問題をはじめとする民族紛争が世界中で未解決のままに放置されている状況に貢献してしまっている。他の例にはクルディスタンやクリミア、アブハジア、南オセチア、沿ドニエストル、ナゴルノ・カラバフ、ソマリランド、西サハラなど、枚挙に暇がない。

加えてMassad [2018] は、レーニンの時代から現代の国連の決議までが何を語っているのかを検討する中で、旧宗主国が民族自決の概念を支持しながらも、入植者の独立と原住民の独立が等価としてみられている状況を看過していたことなど、民族自決が機能不全に陥っている状況を複数のケースを通じて取り上げ、パレスチナにとってみれば、民族自決の原則が存在し続ける以上、（そしてユダヤ人側も同じ土地においてその権利を主張する限りにおいては）むしろ植民地主義からの「解放」や「独立」が困難となってしまうことを指摘している [Massad 2018: 185]。

先に挙げたKapitan [1995]も民族自決が持つ一定の規範性を認めているものの、民族自決の普遍的正当性を所与として、その視点でしかパレスチナ問題を捉えられないことによってむしろ問題解決は困難になっているのではないか、ということを示唆している。

3. 本研究の問いとアプローチ

このように、民族自決が原則として存在していながら、パレスチナに対しては完全な形で適用されることはなく、それどころか民族自決は、シオニストが入植を正当化する道具としても利用され、現在ではその概念自体の限界性も指摘されるようになっていく状況がある。それにもかかわらず、そのようなものがいかにして彼らにとっての「前提」となり得たのか。本稿では特にその最初期、つまり、民族自決の概念が国際的に認知されはじめた1918年（ウィルソンによる14か条の原則が公表された）以降の数年間に着目し、パレスチナ人らの中でも指導層が、この概念をどのように扱っていたか、また内在化していったか、という点を明らかにすることを試みる³⁾。

先に挙げたKapitan [1995]、Quigley [1990]、Bassouni [1978]、Cattan [1976]、Mallison [1986]といった先行研究は、主に連合国側や国連という視点からその概念の発展や適用について検討を行っているが、基本的な主張は、(いわば完全に受動的な存在としての)パレスチナに対する民族自決の適用が、歴史的に否定されてきたという事実を確認するというものになっている。またその根拠は専ら法学的検討によるもの、あるいは西側の行動に対する歴史的考察によるものであり、一方でパレスチナ側が主体性をもって何を主張してきたか、ということはいずれも重要視されていない。そのため、これらの研究ではパレスチナ人側のディスコース、あるいはそのテキストの内容についてもほとんど参照していないか、あるいは歴史的事実の確認以上の目的では参照されていない。当然、彼らの側がこの概念をいかに受容し、常識としていったのか、という点についても積極的に明らかにされていない。

このことは、民族自決の権利を主張すること自体に対する批判的視点がほとんど存在していないこととも関係していると考えられる。また1948年以降の歴史においては、後述するBadarin [2016]などが示しているように、パレスチナ指導部において民族自決の概念が広く受け入れられており、かつその主張を正当化する一定の根拠となっていることが知られているが、Badarin [2016]は民族自決の概念がどの時期から膾炙し始めたかについては明らかにしておらず、そもそも1948年以前の議論については扱っていない。さらに言えば、Badarinの分析対象はPLOやハマースが中心であるため、その議論からは、民族自決の受容がこれらの組織における特徴的なもので、とすれば一過性の現象であるのか、あるいは歴史的な連続性を持った、パレスチナ・ナショ

ナリズムに通底する現象であるのかということを理解することは難しい。先述の通り、民族自決それ自体に対する批判的検討の必要性を考慮すれば、まずは民族自決がいかに当たり前の価値となってきたのかを検討しなおす作業が必要となると考えられる。

以上を踏まえて、本稿ではまず、パレスチナ人側のディスコースに注目する。また本稿ではその際のアプローチとして、批判的言説研究（CDS）⁽⁴⁾の立場をとり、ディスコース（言説、談話とも）が持つ前提やイデオロギー性について考察していく。以下では、当時の主要アクターによる決議文書を中心とした一次資料を主な対象とした分析を行う。

批判的言説研究とは、「談話分析の一つのアプローチであり、言語を社会实践とみなし、イデオロギーや権力関係がどのように言語に具現されているかに焦点を当てるアプローチのこと」[バイカー&エレス 2018: 41]である。主に、言語の使用、すなわちディスコースがしばしば権力構造を孕み、何らかの政治的抑圧を生み出してきたことについて、批判的な検討が行われてきた。

さらに詳述するならば、CDSにおいて「批判的であること」とは、「権力構造を明らかにし、イデオロギーの正体を突き止めることを目指す」ことであるとの一定のコンセンサスが存在している[ヴォダック&マイヤー 2018: 11]。イデオロギーとは、ここでは「一貫した、比較的安定した一連の信念あるいは価値観」[ヴォダック&マイヤー 2018: 12]であり、「不平等な権力関係をつくり、それを維持する一つの重要な要素」とも言い換えられる[ヴォダック&マイヤー 2010: 22]。これはグラムシのいうヘゲモニーのように、社会の大多数がある事柄について、非常に類似する考えを持っていたり、現状に取って替わる別の可能性があることすら忘れていたりすることと関連している[ヴォダック&マイヤー 2018: 12]。すなわちそのような状況は強くイデオロギー的であると捉えられ、そのこと自体を明らかにしたり、イデオロギー性の強弱を評価することがCDSのひとつの目的となる。

パレスチナ問題においては、国際法の文脈において認知された民族自決の実現が、パレスチナ人の解放であるとする図式はヘゲモニーとなっているように思われるが、CDSの立場としては、それは必ずしも生来的にそう（つまり、人類にとっての普遍的原理）なのではなく、言説が織りなす政治的過程の中で暫定的にそうなってきたにすぎないのではないかと捉える。CDSはこのようなヘゲモニーや前提と呼ばれるものが何らかの抑圧を生んでいる状況に対して、批判的な視線を向け、単に記述するのみならずそこから解放することを積極的に意図している。パレスチナ問題においては、上記のヘゲモニーの中で、問題解決が明らかに行き詰まりに陥っているという状況がある。すなわちこの状況下においては、パレスチナ人自らが（イスラエルによる抑圧は別問題として）「問題解決の行き詰まり」という抑圧を経験していると捉えることができ、

そうした言説に対する批判的視点が必要となるといえる。以上を受けて、初期のパレスチナの指導層が問題の解決を民族自決の実現として理解していく政治的過程について論じていく。

なお、CDSのアプローチからのパレスチナ研究は、多数とは言えないまでもすでに行われてきた。例えばAmer[2012]はCDSのアプローチにより、主にファタハとハマースの代表的ディスコースに対する分析を行っている。特に、政治的なディスコースにおける、パレスチナの郷土性の表象に着目しつつ、世俗主義者とイスラーム主義者のディスコースにおけるイデオロギー的対立の中にも類似性が存在することを指摘し、それがナショナリズムの形成・発展に与えた影響について議論している。アプローチの面では本稿とも共通しているが、批判対象の主題としては民族自決には関心を払っておらず、扱った資料も80年代が中心で断片的である。

またBadarin [2016] は、同じくCDSのアプローチを用いて1948年から現代にいたるパレスチナにおける政治的ディスコースの変遷を分析しながら、それが具体的な政策決定に与えた影響についても検討している。Amer[2012]より体系的な研究であり、その主題も本稿と比較的類似しているといえるが、分析は専ら1948年以降を対象としている。Badarinはその目的を（1948年のナクバ以降の）「パレスチナ政治におけるディスコース生成のメカニズムを明らかにすること」と述べている [Badarin 2016: 5]。1948年に重大な転換点があったことは否めないまでも、それ以前の政治的ディスコースからの連続性を捨象してしまっている。

このようなCDSを用いた先行研究では、従来的に多くなされてきた歴史記述型の研究と比べ、ディスコースの中からその背後に位置づけられる（しかしそれほど可視的ではない）規範の体形を浮き彫りにしたり、記述にとどまらず積極的にその権力性を批判したりすることがひとつの重要な目的とされてきており、一定の成果を挙げてきたと言えるが、とりわけ1948年以前のパレスチナにおけるディスコースに着目したものは存在していない。

そのうえで、本稿が分析対象とする時期は、大まかにイギリスによる実質的占領（後の委任統治）がパレスチナにおいて開始された1918年頃から、最終的に委任統治が開始される1922年までに限定している。この時期はウィルソンによる「14か条の原則」が発表された1918年の直後であり、民族自決の概念が国際的な文脈で広く認知され始めた時期である。すなわち、この当時はパレスチナ人指導層が民族自決の概念を初めて認識した時期であると考えられる。Badarin [2016] は、主に80年代以降に「国家主義者」（国家としての独立を最優先にした派閥）らによって用いられる語彙がディスコースにおいて支配的になっていった過程について述べており、この中で民族自決についても触れている。しかしこの概念は1948年以前からすでに登場していたのであり、そ

の歴史的な連続性を検討しなければ、いかにして彼らが民族自決を当然の価値として採用していったのか、言い換えればパレスチナの政治的ディスコースの変遷過程の全体像を把握することはできない。CDSの目的のひとつには、何らかの支配的ディスコースが形成される過程を分析し、そのイデオロギー的性質を指摘することがあるが、このようなイデオロギー性を指摘する上では、こうした通時的な過程を把握する試みが必要とされる。本研究はこのような通時的分析を補完・発展させるものとして、初期のディスコースに着目するものである。

主な一次資料として参照したAl-Hūt [1984] には、1918年から1939年までのパレスチナ系機関・政党などによる公式・非公式の文書が収録されている。1918年から1922年までの資料総数は154点であった。これに含まれるオーサーのうち、パレスチナ人が主体のものには32の主体が含まれるが、なかでも資料はムスリム・クリスチャン協会（以下、Muslim Christian Associationの頭文字をとってMCAと表記）や、パレスチナ・アラブ評議会（以下、Palestine Arab Congressの頭文字をとってPACと表記）、また同評議会によって選任されロンドンへ派遣された使節団によるものが中心となっており、本稿もこれらを中心とした考察を行っている。

これら3つの組織が当時のパレスチナにおける政治でどの程度代表性を持っていたかについては、Muslih [1988] が議論している。Muslih [1988: 157] によれば、当時(1917年から1920年ごろ)パレスチナでは主に地方名望家を中心とし、オスマン朝においても一定の政治的地位を享受していた主体から成る政治グループ（以下、旧政治主体とする）と、同じく地方名望家を基盤としながらもオスマン朝期においては政治的地位を確立していなかった青年層からなるグループ（以下、新興政治主体とする）とに分類できるが、その政治的イデオロギーはおおよそ通底しており、差異は主に参加者の年齢構成に帰せられる。イデオロギーの側面では新旧共に、シオニストの計画を阻止し、パレスチナを構成部分とする大シリアの独立、あるいはアラブ的パレスチナの独立を目指すナショナリズムが支配的であったとしている [Muslih 1988: 157]。そのうえで、旧政治主体における代表格としてMCAを挙げている [Muslih 1988: 158]。またPACは各地のMCAの代表によって構成されていること、さらにロンドン使節団についてはPACから選出・派遣されていることから、3主体は組織的にもイデオロギー的にも同根とみなせる。以上から本稿では、とりわけこれら3主体を当時のパレスチナでの指導的ディスコースにおいて、主要なオーサーのひとつとみなしている。

Abdul Hadi [2007] や'Aql [2016] などの他の資料集では1948年以前のパレスチナ系主体による資料の点数が相対的にかなり少数となっており、この時期についてはAl-Hūt [1984] に収録された資料に依る部分が大きいため、同時期のアクターのディスコースを本稿が網羅的に把握できたとは言い難い。しかしながら同資料は、パレスチナ独

立党の創設者の一人であるアクラム・ズアイタルにより寄贈された資料を含む、非営利・非政府組織であるパレスチナ研究所（IPS: Institute for Palestine Studies）⁽⁵⁾のアーカイブが所蔵する豊富な文書を基にしており、初めて刊行されたものも含まれ、比較的にみてこの時期に関連する刊行資料の所収された量としては最も網羅的である。かつ、その編纂はIPSの主導のもと筆頭編集者のAl-Hūtを含む複数人の研究者が参加しており [Al-Hūt 1984: ix-xii]、このことは編纂におけるイデオロギー性の軽減に貢献していると考えられる。またAl-Hūt [1984] に収録された文書においては、特に上記の3つのアクターに関する資料が豊富に収録されている（これは他の資料集においては類を見ない）。これらは後述するように当時のパレスチナにおける政治的ディスコースの生成主体として重要なものであり、当時の支配的ディスコースを俯瞰するという目的には適っていると考えられる。なお同資料は文書を原文のまま収録しており、第一にアラビア語、次いで英語によるものが記録されている。

III. 「民族自決」以前のディスコース

パレスチナ人らの共通言語は第一にアラビア語であり、「自決」の語はアラビア語ではTaqrīr al-maṣīr⁽⁶⁾の語が当てられている。直訳すれば、「運命の決定」となる。Massadによれば、これはフランス語における *le droit des peuples à disposer librement de leur sort*、すなわち「自らの運命（もしくは境遇）を自由に規定する人々の権利」を訳したものと考えられる。またフランス語の *sort* に相当する語には、アラビア語では *qadar*（運命）の語があるが、（神などの超越存在ではなく）人々が自らの意志で決定するものとしての含意を反映してか、*sort* よりむしろ *destin* に対応する *maṣīr* の語をあてたのではないかと指摘されている。なお、日本語とフランス語においては「民族」あるいは *peuples* の語が含まれているが、アラビア語の定訳においては含まれていない。英語においては、*self-determination of peoples*（国連憲章）や、*national self-determination* といったように、自決の語に「民族」の語を加えて用いることが多い。さらに言えば、英語では *rights* の語（日本語では民族自決「権」）を付して、*rights of self-determination* とする場合とそうでない場合があり、用法の使い分けがみられる。アラビア語圏での初出はエジプトの *al-Ahrām* 紙であるとされ、同紙はロイターによって既にアラビア語へ翻訳された内容をもとに出版していた [Massad 2018: 170]。以降一般的には、地域を問わず現代にいたるまで、アラビア語における民族自決の語には *taqrīr maṣīr* が当てられている。

資料に基づけば、1918年から1919年の時期における議論は、主にイギリスによる

バルフォア宣言に対抗して、パレスチナに在住するムスリムとキリスト教徒らが安全に生活を続ける権利の保障と、それを侵害する可能性がある外国からのユダヤ人移民の受け入れに対しては断固として反対することをイギリス軍事政権に対して訴えるものが大半を占めている。そして、「自決」あるいは「民族自決」といった表現はまだ登場していない。mašīrの語は複数使用されているが、「パレスチナの命運」(mašīr filasṭīn)などの用いられ方が主であった。

当時オスマン朝の一地方都市に過ぎなかったパレスチナは、オスマン帝国軍がイギリスに敗北したことによってイギリスの軍事占領下に置かれた(1918年)。この時期に、その軍事支配に対抗する政治的意識の発露の場として最初期のものとなったのが、パレスチナ各地に存在したMCA(アラビア語ではal-jamaʿīya al-islāmīya al-masīhīyaと表記)であった。また特に、ヤッファやエルサレムにおけるMCAの活動が顕著であった[Al-Hūt 1986: 80]。その名称に示される通り、組織自体の枠組みは宗教的アイデンティティも含まれてはいるが、名称については「アラブ民族ムスリム・クリスチャン協会」(al-Jamaʿīya al-ʿarabīya al-waṭanīya al-islāmīya al-masīhīya)とも記載される場合[Al-Hūt 1984: 6]がみられることや、決議等を参照する限りにおいてもすでにアラブ人としての民族的意識の保持を明確にしていることから、あくまで大シリア地域の統合とその住民の権利保護、また最終的には分離独立を目指す民族的な運動であったとみなせ、その限りにおいてナショナリスト⁽⁷⁾のディスコースを形成していると考えられる⁽⁸⁾。

例えば、MCAヤッファ支部によって提出された、イギリス軍事政府に対する文書(1918年)においては、自分たちを指して「パレスチナ人」(filasṭīnī)の語ではなく、「ムスリムとクリスチャンから成るアラブ人」(al-ʿarab min muslimīn wa masīhīyīn)などの表現が用いられている[Al-Hūt 1984: 8]。すなわち彼らのアイデンティティを構成する要素の第一位として、まずアラブ人であることが触れられ、その下位属性として、それぞれの宗教的帰属が述べられている。したがって、アイデンティティのレベルでは、これらのディスコースはアラブ的意識を持っていることが読み取れる。これは「アラブの命運ディスコース」として捉える。

またこの時点では、まだ「自決」や「独立」の語はほとんど使用されておらず、あくまで、現地住民の様々な側面における権利が保護されることがしきりに強調されていることは特筆すべきである。例えばMCAヤッファ支部によるアレンビー将軍宛ての抗議文(1918年)においては、パレスチナのアラブ人には「書き留められた権利」(ḥuqūq musajjala)⁽⁹⁾があるとし、協会はそうした「我々の権利の保護」(muḥāfaẓa ḥuqūqinā)を主張している。同協会による同時期の文書では「我々は死ぬまで我々の民族的権利に執着し続ける」との言及もある[Al-Hūt 1984: 7]。しかし先述の通り、同時期の文書においては「政治

的権利の保護」といった語は用いられても、まだ「独立」や「自決」の語はほぼ用いられていない。すなわち彼らが主張しているのは「独立する権利」や「自決する権利」といった集団的な権利ではなく、居住の権利 (ḥaqq as-suknā) や土地に対する所有権 (ḥaqq al-milkīya) といった個別的な権利を指していたことに注意すべきである。これらをまとめて、「権利ディスコース」として捉えることとする。

このように、アイデンティティのレベルにおける「アラブの命運ディスコース」と、議論の主題のレベルにおける「権利ディスコース」という2つのレベルのディスコースが、最初期の文書から読み取れる。以降の時期についても、アイデンティティと議論の主題という2レベルにおいて検討を行っていく。

IV. 「独立」のディスコースの登場

これまでの議論の主題と比して、翌年1919年頃の文書には、ディスコースの中で「独立」(istiqlāl) の語の使用が次第に増加するようになっている⁽⁴⁰⁾。ここで、後述のように現地住民の権利の保護という動機を受けて、単にユダヤ人移民の増加を懸念あるいは拒否するのみならず、積極的に大シリア地域の独立を目指す機運が高まっていったことが看取されるようになっていく。

その転換をもたらした重要なアクターのひとつが、PACであった。この評議会は、先述した各地のMCAによるネットワークを主な基盤とし、各地の代表者から構成されるもので、1919年から1928年の間に、エルサレム、ヤッファ、ハイファ、ナブルスで計7回の会議が開かれている。これはMCAの設立とも並び、パレスチナにおいてイギリスの支配に対抗するための準国家機構を設立する試みとして、当時の政治的意識の発露の場として最も顕著なものであったと指摘されている [Khalidi 2006: 62-63]。イギリス政府に公式にその代表性が承認されることはなかったが、パレスチナでの正当な手続きの上に成立した真に正当な代表であることを自認 [Al-Hūt 1984: 65] しており、この時期の支配的なディスコースの形成にとっては重要な役割を担っていたといえる。最初の議長は汎イスラーム主義者と目された [Friedman 2011: 359] アーリフ・アッ＝ダッジャーニーであったが、1920年の第3回会議においては、パレスチナの分離独立を政治的目標に掲げる点において「顕著なナショナリストの指導者」とみなされた [Khalidi 2010: 165] ムーサー・キャズィム・アル＝フサイニー⁽⁴¹⁾が議長となっている。組織が基盤とする政治的イデオロギーへの影響を検討するうえで、あくまでひとつの要素としてではあるが、このように議長が個人として持つ思想の差異は注目し値するといえる。パリ講和会議への使節派遣に関する第1次PACの決議文(1919年2月)を参照すると、

「ウィルソン大統領が宣言し、全同盟国が同意した」とする原則について述べられており、これに基づいて大シリア地域は「独立」すべきであるとの意向を表明している。パリ講和会議に対する請願においてはさらに、「我々にはアラブの統一と完全な独立以外に望みはない」とまで言及している。これが、「独立」(istiqlāl)の語がパレスチナ系主体のディスコースにおいて使用されているおそらく最初期の例となっている。

これを受けた、キング・クレーン委員会の調査⁽¹²⁾に対するベツレヘム・ヘブロン・ベエルシェバの代表による応答(1919年6月)⁽¹³⁾においては、それまでほとんど使用されていなかった「独立」(istiqlāl)の語が、実に31回も使用されている[Al-Hūt 1984: 24-28]。中には、シュプレヒコールのように、韻を踏んだ類似する構文による複数の文章の中に繰り返し「独立」の語が登場して強調する箇所もみられ、彼らの要求を構成する重要なキーワードとなっていることが読み取れる。

なお一方で、ウィルソンによる14か条の原則は1918年1月の米連邦議会において公表された。この原則は、翌年のパリ講和会議においてヴェルサイユ条約が締結され、その際に国際連盟規約が成立したことによって国際的に認知されるに至った。すなわち、国際連盟規約の成立はここまで挙げてきたディスコースの生成と共時的であり、上述の文書と規約の間には間テクスト的關係性⁽¹⁴⁾が推定されるが、実は14か条の原則にも、国際連盟規約にも、そしてパレスチナ指導層の文書においても、未だ「自決」(self-determination)の語は登場していなかった[Al-Hūt 1984: 18]。

このように、「権利」を中心とした言及が目立った1918年時点のディスコース群と比べ、1919年頃のディスコース群においては、「権利」と「独立」の語が共起的に登場するようになった。さらに、こうした両語が共起的に存在するディスコースにおいては、「権利を保護する」ことは「独立」によって実現され得るという「前提」が含まれている。つまり、1919年頃のディスコース群においては、権利ディスコースと独立ディスコースの接合が確認できる。

このことはこの時期以降のディスコースとの類似性についても示唆を与えている。というのも、たとえば現在の主要な政治的主体であるPLOファタハ派は現在、基本的な方針としては二国家案の実現による独立を目指していることが知られているが、この方針からは「独立によってパレスチナ民族の権利は回復される」との認識が存在していると考えられる。無論、「独立」や「解放」の意義、あるいは国家観に関する認識、また各主体が各時期においてそうした方針を選択するに至った経緯については大きな差異が想定されるため、その詳細を時期ごとに別項にて考察する必要があるが、権利ディスコースと独立ディスコースの接合による解決の定式化という点のみにおいては類似性がみられる。裏を返せば、1918年頃まで(権利は個別具体的なものを指しており、必ずしも集団的なものではなかったことから)それは必ずしも明確ではなかった、と

いうことを示唆している。

現地住民の「権利保護」の主張が「独立」の語と共に語られるようになると、今度は独立することそれ自体が(普遍的な)正当性を持ち、何者にも不可侵である、という論理が前提となっていく。

さらにこのときの重要な変化は、先述したパリ講和会議宛ての第1次PAC(1919年2月)の決議文書などにおいてみられるように、「ウィルソン大統領が提示し、多くの列強諸国が同意した原則⁽¹⁵⁾に則れば、我々の国の権利とその未来にまつわる約束や条約⁽¹⁶⁾の全てを認めることはできない」といった主張がなされるようになったことである。つまり、ウィルソンや同盟国の議論が、この時期に積極的に引用されるようになっていく。ここで、引用元となっている同盟国側の論理については、「国際的な正当性ディスコース」として位置付けておく。このとき示唆されているのは、権利ディスコースが国際的な正当性ディスコースからの間テクスト的影響を受けることによって、独立ディスコースの生成と定着に貢献した、ということである。

ここまですり返ってわかることは、次の2点である。第一に、パレスチナ人らが初めに言及していたのは生存権や土地に対する所有権といった個別的なもの(権利ディスコース)であったといえるが、それらは次第に集団的な「独立する権利」(独立ディスコース)と接合していったということである。アラビア語においては、「居住の権利」(ḥaqq as-suknā)や「所有の権利」(ḥaqq al-milkīya)などを包括する個別的権利についての言及[Al-Hūt 1984: 19]に加えて、「政治的権利」(ḥaqq as-siyāsī) [Al-Hūt 1984: 8]や「民族の権利」(ḥuqūq as-shu‘ūb) [Al-Hūt 1984: 11]といった表現が混在して使用されていた状態があった。そこから、「我々は独立を求める。なぜなら、それは我々の自然な権利だからである」(naṭṭub al-istiqlāl li-annahu ḥaqqunā ṭabī‘ī)といった表現[Al-Hūt 1984: 26]をはじめとする、「独立の権利」への言及が同時に現れ始め、この表現が次第に多用されるようになっていくことなどからもこのことが看取できる。前者の権利は、占領やユダヤ人移民に対する受動的な反応として、既定の状態の保護や維持を主張するものであるが、後者の権利はもともとあったものではなく、前者の主張と比較して、より主体的かつ積極的な要求であるといえる。言い換えれば、「マイナスをゼロにする」あるいは「ゼロをゼロのまま保護・維持する」要求のみならず、「ゼロをプラスにする」要求がなされ始めているのである。

第二に、そうした独立する権利を正当化する過程で、ウィルソンや同盟国、すなわち第一次大戦の戦勝国側がそのように合意したという内容が積極的に根拠とされていることである。これは、国際的な正当性ディスコースとの接合と捉えられる。その図式を簡素に示せば、「我々は独立の権利行使を主張する。それはあなた方自身が定めた原則にもとっているため、正当である」というものである。ここでは、権利の内容

それ自体についての主体的検討を経てその正当性を主張し、自身らへの適用を求めている、というよりむしろ、権利の正当性は同盟国が定めたことをもって半ば自動的に担保されているという認識がある。その意味で、その正当性の源泉である同盟国の論理、より具体的にはウィルソンの14か条の原則ないし国際連盟規約がこれらのディスコースにおいて一定のイデオロギー的役割を果たしており、パレスチナ人が彼らのディスコースを構築するうえでの規範の一部を構成しているといえる。第一の点と併せて考えれば、権利ディスコースと独立ディスコースとの接合がみられること、そして、その際に重要な役割を果たしたのが、国際的な正当性ディスコースとの接合であった、ということである。

無論、そうした規範体系は、パレスチナのみならず当時の国際社会において支配的なものであり、これに則ることが当時のパレスチナ人にとっての生存戦略として妥当と認識されたことは想像に難くない。しかし同時に、ナショナリストのパレスチナ人がこうしたディスコースを「真に正当な代表」を自称して生産し続けた結果、独立を目指すうえで採用「すべき」ディスコースが、次第にそうした集团的権利に則ったもので「なければならなくなり」、オルタナティブがディスコースの政治という点において衰退しつつあったということも、同時に示唆している。例えば、汎イスラーム主義による全ムスリムの連帯やイスラーム国家建設といった試みは、この時期から隆盛しつつあるアラブ・ナショナリズム、あるいは各地の地域的ナショナリズムの台頭によってプレゼンスを失うこととなったことも、このことと関係していると考えられる。このような、オルタナティブとなり得たディスコースが次第にディスコースの政治空間において縮小、あるいは排除されていく過程について、CDSの文脈では「対話性が縮小している」と評価することができる。これは、何らかの単一のイデオロギーや価値観がヘゲモニーとしての地位を獲得することと深く関係している。

最後に、アイデンティティのレベルに関しても、同時期のディスコースの性質を整理しておく。まず当時の文書からは「アラブの命運ディスコース」を象徴する（「パレスチナ」というより「アラブ」への帰属を象徴する）ような言及が中心になっている。例えば、パレスチナを指して『「パレスチナ」として知られる南シリア』や「(シリアの一部である)パレスチナ」といった表現が多くみられ、先述のキング・クレーン委員会の調査に対する応答の中でも、「我々は『パレスチナ』として知られる南シリアを、北部から分離しないことを望む。なぜならそれは単一の故郷であり、そこには言語・文芸・歴史・公益・倫理・習慣・伝統・期待・希求、その他諸側面において紐帯が存在するためである」と述べられている [Al-Hūt 1984: 28]。現在とは一線を画すシリア・パレスチナ地域の一体性が、この時期にはまだ強く認識されていたことを示している。この時期の彼らのアイデンティティは未だ一定程度汎アラブ的な認識も踏襲していたとわかる。この

ように、1918年頃の時期と比べて、いまだアイデンティティの面での大きな変化は見られないと言えるだろう。

V. 「自決」のディスコースの登場

1920年代に入ると、イギリスを含む同盟国側は、「現地住民による自治が可能になるときまで」という建前で、旧オスマン帝国領を委任統治領として分割し、主にイギリス・フランスによる領土の山分けと、国際連盟の監督下での両国による委任統治の開始へと進んでいくこととなる。パレスチナは、最終的に1922年にはイギリスによる委任統治下に入ることが決定するのであるが、この項で注目するのはその直前までのディスコースである。

この時期にも、前項におけるパレスチナ人らのディスコースと比べて変化がみられる。そのひとつは、前項でも述べたように同盟国の論理がディスコースの前提に含まれはじめ（国際的な正当性ディスコースとの接合）、それに対する疑義を提示したり、詳細な検討を行ったりする議論がほとんど行われなくなった点である。すなわち、同盟国側のディスコースは先述のように「前提」として、イデオロギー的役割を持ってパレスチナ人側のディスコース生成を規定する規範的地位をほぼ確立しつつあったとみることができる。

これを受けて、それまで「国（地域）の命運」(maṣīr al-bilād) といった文言が、抽象的に現地住民の将来の処遇を指して使用されていたのが、次第に国際連盟規約などに表れる文言の引用を通じて使用されるようになる。例えば1920年5月の、同盟国の高等委員会の決議に対するナブルス知事（ウマル・ズアイタル）の短い拒否声明においては、その最初期の用例がみられる。ここでは、「同盟国が何度も我々に伝達していたのは……」といった言葉を使用して、間接的に国際連盟規約に触れていると推察されるが、「国々（地域）の命運はその住民の意向に従って決定される」(maṣīr al-bilād yataqarrar wafqan li-irāda shu'ūbihā) とある。そのうえで声明では「シオニストの移住の拒否、分割を実行しないこと、そして独立」の要求を伝達してきたにもかかわらず、「(同盟国による) 決議は我々の望みに反している」と述べ、同盟国側の動きに対する懸念を表明している。おそらくこの時期にはじめて、国々（ここでは bilād) の「命運」(maṣīr) が「決定する」(yataqarrar)⁽¹⁷⁾ との文言が現れている。「自決」の概念が、この時期にはパレスチナにも受容されつつあったことが読み取れる。

こうした「引用」という方法は、CDSにおいては重要な意義を持つ。間テクスト的なディスコース、すなわちここでは、ある文書（例えば上記の拒否声明）が別の文書（ここで

は国際連盟規約)を「引用」しているとき、被引用ディスコースは引用元を根拠にする、すなわちそれを「前提」とみなしている場合がある。この声明は、「国際連盟規約に述べられていることなのだから」、それは「遵守しなければならない」という論法を採っているものであり、その意味で、やはりここでも国際連盟規約がこのディスコースにおいてイデオロギー的役割を担っていることが確認できる。

また次の段階として、より直接的に「自決」への言及がなされるようになる。その最初の例は、1920年12月に開催された第2次PACにおいて公表された報告文書においてであった [Al-Hūt 1984: 42-58]。資料には、この文書が作成されるまでの議事録も残されている⁽¹⁸⁾。最終的な報告文書の序文では以下のように述べられている。

占領政府は、(アラブ)諸国に降り立ってからというもの、国際的な諸権利の原則や、イギリス、イタリア、フランスの3か国が合意したはずの条約を遵守することなく、また諸国の自決の結果を待つこともなく、法律の制定を開始し、(新)秩序をもたらした。 [Al-Hūt 1984: 56]

文書の全体の内容としては、パレスチナに対する占領は「国際的に認められた権利」と矛盾するものであるため、これに抗議するという内容になっている。パレスチナでの民族自決が軌道に乗り、国民政府が樹立するまでは、占領政府はイギリス主導での法制定や移民許可を推し進めるのではなく、あくまで監督としての役割に徹すべき、との主張である。

この文書、特に上記の引用箇所では、「自決」(taqrīr maṣīr)の語は、「国際的な諸権利の原則」(qawā'id al-ḥuqūq al-duwalīya)⁽¹⁹⁾の語と共起関係にある。これは自決に関するディスコースが国際的な正当性ディスコースから間テクスト的影響を受けていることを示す例でもあるが、注目しなければならないのは、ここで語られている「自決」は、「ある主体が自ら命運を決定している状態」そのものを指しているのであって、今日における所謂「民族自決権」の概念のように、それ自体を権利として主張する文脈でこの語が使用されているのではない、ということ、すなわち、ここでは「自決」を「権利」の一形態として言及しているとはまだ言い難いということである。

例えば上記の文章において国際連盟規約が正当性を担保しているのは、直接は記述されていないものの「占領は不当である」というメタレベルの主張についてであって、「パレスチナ民族の自決する権利」について直接的に言及し、その正当性を主張しているのではない。この点で、この時期の「自決」の概念は、まだ現代のそれと同様のレベルで普遍的な権利として主張されるには至っていないことがわかる。

また、前項で確認したように、占領や移住に対する懸念といった受動的な反応では

なく、主体的かつ積極的に「独立」を主張する流れが存在していた中でも、いまだ「自決」自体はそれを象徴する用語として用いられていないことが重要といえる。ここでのディスコースは、前項で確認したディスコースと比較すれば民族自決のヘゲモニーに一段階接近したことは確かであるが、まだその完成には至っていない、ということである。そのため、独立ディスコースは、まだ後述するような自決ディスコースとしてその意義が再フレーム化されたわけではない。

この時期のディスコースは、このように「独立」が支配的であった時期から「自決」の語が使用されるようになる過渡期であるが、より重要な変化が、アイデンティティのレベルでも発生している。それは、「パレスチナ人」の語の使用から読み取ることができる。前項で述べたように、この時期に至るまでは、まだ「アラブ人」意識が先行しており、「パレスチナ人」（単数形は *filasṭīnī*、複数形主格では *filasṭīniyūn*）の語はほとんど使用されていなかった。しかし、上記にも挙げた PAC の文書では、（ニスバ、つまり形容詞形で名詞を修飾する用法ではなく）住民らを指して *filasṭīniyīn*（所有格で登場）の語が使用されている。この文書の後に MCA ヤッファ支部によって発効された文書においても、同様に「パレスチナ人」の語がみられる [Al-Hūt 1984: 60]。未だ「アラブ人のムスリムとクリスチャン」といった表現も頻繁に使用されており、完全に「パレスチナ人」の語が取って替わったわけではないものの、パレスチナに限定された地域的ナショナリズム意識が、この時期から少しずつ強固なものとなりつつあったことを示唆している。これは、前項までに挙げてきたアイデンティティのレベルにおける「アラブ人の命運ディスコース」から、「パレスチナ人の命運ディスコース」へと、移行していく過渡期であるとみることができる。

なお、パレスチナ・ナショナリズムに関する議論には定説と呼べるものは存在せず、その起源はムハンマド・アリー朝の侵攻に対する反乱（1830年代）であるとか、シオニストの占領に対する抵抗（つまり1948年以降）であるとか、列強によるアラブの分割と境界線画定が原因であるとする議論など、諸説が存在する [Kimmerling and Migdal 2003: 6-11; Khalidi 2010]。しかし、ナショナリズムの形成が歴史上のある一点において完成するということはまずあり得ず、それは次第に形成されていくものであるから、それぞれの議論に一定程度の正当性があるだろう。つまり上記のような、「パレスチナ人」の語の使用は、こうしたパレスチナ・ナショナリズムの発展における諸段階の一部を示唆するものでもあると考えられ、さらにそうしたナショナリズムの発展が、間テクスト的に「独立」や「自決」の正当化に影響を及ぼしていることも示唆される。

VI. 前提化する「自決」と対話性の縮小

さらに次の段階としては、パレスチナ人らのディスコースにおいて、自決という概念が「権利」として直接的に言及されていくようになっていく。それを示す最初期のものは、第4次PACの実行委員会によって採決され、当時の植民地大臣ウィンストン・チャーチル宛てに提出された「パレスチナの状況に関する報告」においてであった[Al-Hūt 1984: 64-72]。

PACはまず、代表性がイギリス政府によって認められてはいないことを自覚しつつ、それでも自身からこそがパレスチナの「真の代表」であり、パレスチナという肉体にとって、その心（民意）を主張する「口」であると宣言している。ここではアラブとしてではなくパレスチナとしての主張を明示的に形成している点で、アイデンティティのレベルにおいては、アラブ人の命運ディスコースから、パレスチナ人の命運ディスコースへの移行がより明確化していったことが示されている。なおこの当時、評議会の議長はこれまで同様、分離独立を目標とするナショナリストであるムーサー・キャーズィム・アル＝フサイニーであった。

報告はイギリス政府がパレスチナの独立や政府樹立を認めず、ユダヤ人移民の制限も行わないといった対応を非難しつつ、「正義と権利の名のもとに」以下の5点の要求を行っている。

- i. 「ユダヤ人のナショナル・ホーム」という原則は破棄すること。
- ii. パレスチナの住民によって選出された議会に責任を持つ国民政府が樹立されること。
- iii. そのような政府が樹立されるまで、ユダヤ人の移民を停止すること。
- iv. 第一次世界大戦以前の法律や規則が保持され、イギリスの占領以降に構築された他の全てのものは無効とし、さらに国民政府が樹立するまでは新法の制定は行わないこと。
- v. パレスチナがその姉妹国家と分離されるべきではないこと。

この文書の中で重要なのは、小さな変化ではあるが、単なる「自決」ではなく「民族の自決」についての言及が行われている点である。「委任統治に関する所見」と題された箇所において、以下の通りその用例がみられる。

大戦が終結した際、同盟国は、ウィルソン氏による14か条の原則に従い、諸小民族の自決の原則を承認した (recognized the principle of self-determination for

smaller nations)。さらに、現地住民の意向を調査するために、アメリカの委員会⁽²⁰⁾が東方に派遣された。そして、すべての者たちが、独立と国民政府に賛成であることを宣言した。しかし、政治家たちは異なる見方をし、14か条の原則にもかかわらず、新たに委任統治の原則を生み出したのである。[Al-Hūt 1984: 70]

このディスコースにおいては、すでに直接引用の形をとって根拠を示しつつ、「民族の自決」に言及している。これまでのディスコースとの変化は、単に「自決」ではなく、「民族」の語が共起して用いられている点であり、いわゆる「民族自決」の概念の受容が示唆されている点である。言うまでもなく、そこで意図されている民族 (smaller nations) の一つとして、パレスチナ人が意図されている。このような語用によって、それまでの「自決ディスコース」は「民族自決ディスコース」として再フレーム化されていると考えられる。

さらに、その原則適用の正当性は14か条の原則において述べられていること、そしてそれを、イギリスを含む複数の国家が承認していることによって担保されている、とパレスチナ側は認識していることが明らかになっている（国際的な正当性ディスコースとの接合）。14か条の原則、あるいは国際連盟規約が述べていることそれ自体は、ここでは「前提」に含まれ、その内容について今更吟味されることはまずない。当然、同盟国にとってそれは、自らが承認を与えていることから自明の論理なのだろうが、パレスチナ側にとってどうかといえば、いわばそれを押し付けられた側なのであり、見方が変わればそのような論理は横暴であるとか、何らかの抵抗が生まれてもおかしくはない。しかしながら、ここではそのパレスチナ側にとっても、すでに自らの論理を裏付ける「前提」として、民族自決に関する言及がなされているのである。

上記の状況は、ディスコースの多様性が損なわれるという側面においても重要である。CDSの文脈では、何らかのディスコースに関して、複数のシナリオが弁証法的展開を経ていく可能性が縮小し、特定のシナリオのみがいわば「勝ち残っていく」ことを指して、「対話性」⁽²¹⁾が減少すると表現することができる [フェアクラフ 2012: 310, 313]。またラクラウに従えば、ヘゲモニーとは、特定の個別の事柄を普遍化しようとする試みとみなすことができるが、その普遍化には対話性の縮小を伴う [フェアクラフ 2012: 98]。この例において言えば、民族自決を実現することは普遍的な価値であって、認められなければならないとするディスコースが、少なくともPACによるディスコースにおいてはヘゲモニーとしての地位を確立しつつある。

このとき、PACが当時の「パレスチナの真の代表」を自認しており、また先行研究においてもそのような評価をなされていることを踏まえれば、当時のパレスチナにおけるパレスチナ人の要求の主題が「民族自決」という方程式に落とし込まれていく、したがって対話性が縮小していくプロセスにおいて、PACが重要な役割を果たしていたと評価

することができる。

なおフェアクラフの理論に基づけば、社会構造によって制限された社会的実践が、社会的出来事を生成する[石上・高木 2016: 3-5]。より具体的には、ディスコースのオーナーは、彼が意識的に、あるいは無意識的に持つ思考様式や信仰、言語といった制約の中で、何らかのアイデンティティに基づき、そして公的文書やインタビュー、会話、会見といった形式(ジャンル)を通じてディスコースを生成する。それぞれのジャンルは、それに適した一連の言葉遣いや紙面の形式などを伴う(CDSにおいてはスタイルと呼ばれる)。ここまで挙げてきた文書は、公的文書というジャンルで、ほとんどが声明や請願、またパレスチナ使節の公式発言というスタイルを伴っている。このとき評議会は、その社会的実践のレベル(パレスチナの「真の代表」というアイデンティティを持ち、投票によって採決された「公式の」文書として発言すること)と社会的出来事のレベル(文書の内容それ自体)の両レベルにおいてイデオロギー的な地位を発揮し、結果として、より広範な全パレスチナ人によるディスコース群において存在し得る対話性を一定程度縮小させたと考えられるのである。

VII. 「民族自決」から「民族自決権」へ

やがて開催された第4回のPACでは、ロンドンへ6人からなる使節を派遣することが決定された。メンバーには、団長のムーサー・キヤーズィム・アル＝フサイニー、その他にムイーン・アル＝マーディー⁽²²⁾、タウフィーク・ハンマード⁽²³⁾、アミン・アッ＝タミーミー⁽²⁴⁾、フアード・サアドが含まれ、ほとんどがナショナリスト陣営で占められている。使節の要求は、第3次PACが骨子とした5点をほぼそのままの形で継承していた。

1921年8月、チャーチル宛てに提出された使節の文書『パレスチナのアラブ系住民の要求に関する簡素な声明』[Al-Hūt 1984: 118-120] (英語による)では、やはりウィルソンによる原則に触れながら、パレスチナの「独立」とその「権利」について述べられているが、「民族自決」への直接の言及はなされていない。

しかし、この内容を受けて、1921年9月、使節からジュネーヴの国際連盟の事務総長に宛てられて提出された文書[Al-Hūt 1984: 145-147]においては、「民族自決」に関する言及がなされている。

使節はパレスチナに対するイギリスの委任統治開始の決定に対し、その条項が国際連盟規約に反する内容を多く含んでいることを述べており、また文書には憲章からの引用が複数含まれている。簡条書きの形式で委任統治条項が矛盾する点について説明

している。

内容に注目すると、国際連盟規約は諸民族の自決について述べており、委任統治の仕組みはその奨励と援助を任務としているにも関わらず、パレスチナにおいては住民の意志が尊重されるどころか、イギリスによる委任統治条項ではユダヤ人のナショナル・ホーム建設にまで言及されており、これはパレスチナ住民の意志に反するものである、と主張している。やはり、ディスコースのメタレベルの主張としては、これまでのもの(特に第3次PAC決議)と比べても、ほとんど変化はない。

しかし、とりわけ民族自決について、以下のような言及がみられる。

複数の政治家ら、また諸政府の首長たちによる多くの宣言に基づき、パレスチナは自治(self-government)⁽²⁵⁾を求める。そうした宣言というのは、諸民族(nations)の解放を目的とし、それらに自決を認める(granting them self-determination)こと、また望まない秩序を強制的に受容させることの否定を目的としている。

ここでも、ウィルソンを含む欧米諸国首脳による宣言に触れることにより、自身らの主張の正当化を試みている。またここでは自決の語が「認める(grant)」の目的語として用いられており、すなわち権利として言及されはじめていることが読み取れる。その対象としてはパレスチナ人(民族)が想定されている。そしてさらに注目すべきは、同文書の中にある以下の文章である。

貴組織に対して提示された、パレスチナに対する委任統治条項を検討すると、それは我々から自決権を奪う(deprive us of the right of self-determination)ものであり、むしろ、社会的発展の中で我々が数世代にわたって享受してきた最低限の政治的権利を奪うものですらあることが分かる。

ここで、単に「自決」(self-determination)ではない「自決権」(right of self-determination)の語が初めて使用されたという点において、これまでのディスコースからの変化が示唆されている。

これまで、ディスコースにおいて「独立」と「権利」の語の間に共起関係があり、両ディスコースの接合がみられたことについては、複数の事例に基づいて確認してきた。これまでのディスコースにおける「自決」の語は、まだ「権利」との接合は完全には完了していなかったように見受けられる。すなわち、これまでの「自決」は「権利」として語られるというよりは、「ある民族が独立と呼んでも差し支えない政治的地位を享受している」という「状態」そのものを指すために使用されてきた。一方、ここで用いられるようになっ

た「自決権」の語は、「独立」と「権利」をつなぎ、包括する概念として捉えることができる。前項で確認したような、そうした自決の主体は「パレスチナ民族」である、という認識も加わった結果、つまりこのディスコースにおいて、そのオーサー（使節）は「パレスチナ民族が独立する権利」を「民族自決権」と言い換え、これを（国際的な正当性ディスコースと接合することで）正当なものとして主張している。権利はそれまで居住権や所有権といった個別具体的なものを指していたのが、集団的概念である民族自決権として、再フレーム化されたとみなすことができる。

また単にパレスチナの原住民が政治的な自由を行使する状態を表現するものとして用いられていた「民族自決」の言葉が、「権利」と結びついて「民族自決権」というひとつの「用語化したこと」によっても、ディスコースにおけるイデオロギー性は増していると考えられる。なぜなら、用語には通常その背後に定義や含意、また用語化するに至る文脈の存在が想定されるのであるが、こうした用語化を経ることによっては、この語の意味や定義に関する共通理解が存在することが前提として確認され、文書ではもはやそうした背景について確認されることはほとんどないままに、ディスコースが再生産されていくことになるためである。つまり、前項までの「民族自決」の用いられ方よりも増して、ここで「民族自決権」が用語化したことによっては、さらなるイデオロギー性の高まりが看取される。

ただし、「民族自決権」(right of self-determination)の語は、パレスチナ問題の文脈においてはじめて現れたわけではない。さらに言えば、もともとウィルソンの14か条の原則や国際連盟規約においてもこの語は直接使用されていない。国際連盟公式ジャーナルを参照する限り、(単に「民族自決」ではなく)「民族自決権」が用語として用いられた最初期と思われる例は、1920年頃のドイツ・ベルギー間におけるオイペンとマルメディ両地域の処遇に関する論争(1920年6月)[League of Nations 1920a: 157]や、同年のフィンランドにおけるオーランド諸島の自治権を巡る論争(1920年10月)[League of Nations 1920b: 30]などから確認できる。パレスチナの使節がこれらの文書を参照していたかどうかを判断することはできないが、この時期の国際的なディスコース群の中では既に「民族自決権」の用語化のプロセスが進行しており、こうしたコンテキストが使節の語用にも間テクスト的な影響を与えていたと考えられる。

ここで「民族自決」が「権利」という言葉と接合したことは、重要な意義を持っている。「権利」は一般的な語義としては、ある利益を主張し、これを享受することのできる資格のことを指しているが、民族自決が単に「状態」を言い表しているにすぎなかった段階から「権利」のひとつに昇華されたことによって、ディスコースにおいてこの語が使用されるとき、「パレスチナはその権利を認められるべきである」という含意が付与される。また他のディスコース中にこの語が普及していくにつれ、この含意ごと再生産

されていくことになる。すなわち、「パレスチナは独立すべきである」ことがより広範囲かつ強固に「前提」となり、本当にそうあるべきか、またその詳細に関する検討の可能性は縮小されていく。したがって、パレスチナの将来に関するディスコースにおける対話性はさらに縮小する。

また、これまでと同様この文書が「請願」あるいは「要求」というスタイルを採っていることも、これらのディスコース群の重要な側面である。請願するという行為は一般的に、何らかの困難に直面するある主体（使節）が、その現状を変更する能力と権限を持つと考えられる別の主体（イギリス政府）に対して行うものである。重要なのは、使節が（自分たちではなく）イギリス政府をそのようなものとみなしていること自体であり、対話における対等な関係性がその時点で失われていることが、ディスコースからも看取できる点である。当時の植民地大臣であったチャーチルと使節の会談が最終的には実りあるものとはならなかったこと、またイギリス側の言葉の端々に表れる高圧的な対応は文書からも読み取ることができ、この政治的関係性は明らかである〔Al-Hūt 1984: 118-139〕。このことは、パレスチナ側のディスコースにおいて、国際連盟規約や14か条の原則といった、連合側側の論理が既に議論の前提に置かれている状況を裏付けるものであり、そうしたディスコースのイデオロギー性を強化するものとなっているといえるだろう。

その後10月にも、使節から再びチャーチル宛ての請願書が送られている〔Al-Hūt 1984: 173-175〕。文書では「パレスチナの住民は、勝利したイギリスの軍隊が戦時中になされた約束を達成し、彼らの存在とその民族自決権を守ってくれるものと信じて歓迎した」と述べられており、民族自決権の語が持つ内容と正当性についてはもはや所与とされていることが確認できる。

まとめると、この時期のパレスチナ使節のディスコースによっては、「民族自決権」の用語化によってその正当性が自明視され、かつその前提に立つ「べきである」という規範的価値観が確立され始めたことが確認できる。国際連盟規約が発効したのは1920年1月10日であるから、この文書(1921年9月)に至るまで1年と半年ほどしかないが、その中で使節は、例えば規約の内容やその押しつけといった政治的暴力に言及したり、オルタナティブを模索あるいは提案するのではなく、すでにこれを価値判断における規範、あるいは前提として内在化し、その視点から委任統治条項の矛盾を指摘・批判しているのである。同時に重要なのは、使節がパレスチナ人全体の代表として「公式の」発言としてディスコースを生成している点である。実際、使節は各地のMCAによって選出されたものであり、これにより、パレスチナ人全体のディスコース群の中でも、使節のディスコースが制度的にも正当性を持つであろうことが含意されている。この点で、使節の派遣はその後のディスコース形成において、重要な役割を担っていたことがわかる。

VIII. まとめ

1922年7月24日には、委任統治決議が国際連盟理事会で承認されることとなり、翌年1923年に発効することとなった。最終的に、MCAやPAC、また使節が要求してきた事柄は、ほとんど考慮されることはなかった。

この時期までのこれら主体によるディスコースからは、以下のような点を看取することができたが、それについて確認する前に、各ディスコース間の関係性について整理しておく。まず、パレスチナ指導層のディスコース群の中には主に、3つのレベルのディスコースが存在していた。それぞれ、アイデンティティ、要求の主題、そして、国際的な正当性というレベルであった。

アイデンティティのレベルにおいては、アラブの命運ディスコースから、パレスチナの命運ディスコースへと移行していくことを示すディスコース上の変化が看取された。

また要求の主題のレベルにおいては、(時系列順に)権利ディスコース、独立ディスコース、民族自決権ディスコースといったものがあり、それぞれが交わり合いながら緩やかに変化していることが看取された。さらに詳しく見てみると、最終的に表れる民族自決権ディスコースは、自決ディスコース、民族自決ディスコースといった下位ディスコースの発展を経て形成されていた。このとき、独立や民族自決は、権利のひとつとして認識されていたことから、権利ディスコースは上位ディスコースとして位置付けられ、その中に独立ディスコースや民族自決ディスコースが含まれている。

そして国際的な正当性のレベルには、ウィルソンによる14か条の原則や、国際連盟規約といったものを中心とする連合国側の論理が位置づけられる。

こうした関係の中から見出せる第一に重要な点は、MCAやそれを母体とするPAC、また使節の要求が、最初期の個別具体的な権利保護（居住権や所有権など）という点から出発して、それが次第に集団的な民族による「独立」という言葉で代表されるようになり、さらには「民族自決」という言葉で言い表されるようになっていった、ということである。これは、それぞれのディスコースが共起あるいは引用を経て接合しあい、次第にバランスを変化させていったことから読み取ることができる。

第二に重要なのは、上記のような要求が、連合国側の論理（とりわけ14か条の原則や国際連盟規約）を引用することによって正当化が図られていた、という点である。引用元となったディスコースは、国際的な正当性ディスコースとして、本稿では位置付けている。この国際的な正当性ディスコースが、間テクスト的にパレスチナ指導部のディスコース形成に影響を及ぼしたことによって、彼らのディスコースはイデオロギー性を強化することとなった。より具体的には、共時的に発生した民族自決権を巡る様々なケースが間テクストの影響を及ぼしていた可能性が示唆される。

第三に、以上の二点を踏まえて、ディスコースに含まれる「価値の前提」が段階的に再フレーム化されていったことを読み取ることができる⁽²⁶⁾。これは「何がどうあるべきか」という考え方が変化したことを意味している。ここでは、当初の「パレスチナの住民の権利は守られるべきである」という前提から、「パレスチナは独立すべきである」、そして「パレスチナは民族自決権を認められるべきである」といった前提を持つようになった（要求の意義が再フレーム化された）、ということが読み取れる。無論、それぞれが時系列的に従来の価値に対して完全に置き換わったというわけではなく、重なり合っている部分があることについては留意すべきであるが、そのバランスに変化が起っていたことについては指摘できる。

第四に重要なのは、こうした前提が国際的な正当性ディスコースと接合しながら強力なイデオロギー性を確立していき、当時の問題解決を語るうえでの対話性が縮小していくこととなった点である。もちろん、この時期だけを取り上げて、現代にいたるまでの全ての歴史において「独立」や「民族自決権」といった価値がヘゲモニーを獲得していたか、ということの評価することは難しく、このことについては、後の時期における検討を重ねたうえで評価しなければならない。しかしながら、本稿で扱った、民族自決という概念が国際的に認知され始めたばかりのこの時期において、すでにパレスチナ指導層における重要な主体が民族自決を前提として内在化していった点は重要といえる。なおこのことは後世のパレスチナ指導部にも一定の影響を与えていると考えられるが、これに関する検証は筆者の今後の課題となる。

第五の点としては、上述のようなディスコースの変化は、アイデンティティのレベルにおけるディスコースの変化と共時的に発生していた、という点である。すなわち、アラブの命運ディスコースから、パレスチナの命運ディスコースへの移行である。これはすなわち、汎アラブ的なナショナリズムが支配的に意識されていた時代から、少しずつパレスチナの地に限定されたナショナリズムが支配的になっていく過程を示している。従って、パレスチナ・ナショナリズムの発展が共時的に発生していたことが、上述のような「価値の前提」における変化に対して、間テクスト的な影響を与えていたであろうことが示唆される。

第六の点としては、本稿が主に取り上げたPACと使節が、パレスチナ人の公式の、かつ「真に正当な」主体であることを自認・主張しながらディスコースを生成していた点である。PACがパレスチナ各地のMCAのネットワークを基に編成されていたことや、議長がパレスチナの独立を目標と定める人物に交代したこと、その議長が使節団においても団長の役割を務めたことなども重なって、ディスコースにおいて、その他のオルタナティブを差し置いて世俗的かつ地域的な民族自決の概念こそが価値の前提に組み込まれていったことに影響を与えていると考えられる。すなわち、「民族自決」が膾炙

する過程と、パレスチナ・ナショナリズムの発展過程は、相互に影響を与えていたことが推察される。

以上から、1918年から1922年頃の時期におけるパレスチナ指導層の主要な主体であったMCAとPAC、また使節の生成したディスコースにおいて、パレスチナにある問題解決を語るうえで民族自決という概念が価値における前提とみなされるようになっていったと結論付けることができる。当然、他の時期における民族自決概念の受容についての別項にて検討が必要となり、これは今後の筆者の課題となるが、こうしたことは和平が進展しない現在の状況にも関係していると考えられる。特にイスラエルとパレスチナによる民族自決の主張が対立する状況には出口が無いようにも見受けられる今、民族自決は最初から、また普遍的に、価値における前提であったわけではないことは思い起こされるべきであろう。このことは、民族自決の概念に対する批判的見解が近年みられるようになってきていることとも関連して、そもそもパレスチナ側が目指すものとは何であるのか、そしてよりよい解法を再考するうえでも、重要な示唆を与えていると考えられる。

注

- (1) 訳語については「国民」や「民族」など文脈によって使い分けがなされることがある。以下、本稿においては上記二種の日本語を適宜文脈に沿って使い分けている。
- (2) 1995年にはパレスチナ自治政府が樹立したこと、また2012年11月に国連での資格が「オブザーバー機構」から「オブザーバー国家」に格上げされたことなど、パレスチナが主権国家としての体裁を整えつつあると見ることは可能であるが、いまだ限定的である。1993年に合意に至ったオスロ合意以降、最終地位に関する交渉は停滞していること、ヨルダン川西岸地区ならびにガザ地区の一部地域はイスラエルに占領されたままで、両地域からの移動についても事実上イスラエル当局による管理下にあること、また国際的な国家承認も限定的であることなどから、イスラエルや他国と同程度の主権を行使しているとは言い難い。
- (3) 無論、それ以降の時期については、民族自決に対する理解、また「解放」に対する理解についても差異が存在すると考えられる。そのため他の時期の検証については別稿に譲ることとする。
- (4) Critical Discourse Studies (CDS)、あるいはCritical Discourse Analysis (CDA)とも呼称されるが、確立されたある一定の手法・手続きを指すものではなく、広く言説に対して批判的な検討を加える学際的研究を総称するという意味において近年では前者の呼称が用いられることが多い[ヴォダック&マイヤー 2018]。
- (5) パレスチナ研究所 (IPS) は、パレスチナ問題とアラブ・イスラエル紛争に関する文書収集、研究、分析、出版を専門とする世界最古の研究所である。1963年に、政治団体や政府との関係を持たない、民間の独立した非営利の研究所としてベイルートで設立された。

- (6) あるいは、権利を意味するḥaqqを語頭に加える場合もある。なおこれは英語や日本語においても、「民族自決」と単に記す場合と「民族自決権」とする場合で使い分けがなされていることと符合する。
- (7) なお本稿では、単に現地住民の権利保護を要求するのみならず、国家（その範囲は時期や主体によって様々であるが）としての分離独立を目標として見定めているといった条件をもって、便宜的に「ナショナリスト」と表現している。
- (8) 加えて同協会は、非政治的用語を用いながらもその一つの目的として「新しいナショナリスト世代の教育」というものを挙げるなど、パレスチナにおけるナショナリズムの基礎を形作った主体として評価されている[Muslih 1988: 162]。
- (9) 類似する表現として、他の文書では、例えば「明らかな権利」(ḥuqūq wādīḥa)「確定した権利」(ḥuqūq thābita)といった用法がみられる。
- (10) これ以前の文書における「独立」の語は、そもそも数が少ないが、言及される場合にはパレスチナ人らの独立ではなくユダヤ人移民の独立に言及する際に用いられる場合がほとんどである。
- (11) 1853年生まれ。イスタンブールの士官学校を卒業した後、オスマン朝行政における多くの地位を務めた。やがてエルサレムの市長やエルサレム・ムスリム・クリスチャン協会を率い、1934年に死去するまでパレスチナの民族運動を率いた中心人物であったと評価されている[Abdul Hadi 2005: 93]。
- (12) ウィルソン大統領に任命されたキングとクレーン両名が指揮した旧オスマン帝国領の将来に関する調査である。各地域がそれぞれ自決するに足る条件を備えているかどうかを調査するものであった。
- (13) なお文書中には、聴取の対象がアーリフ・アル＝ダッジャーニーらを含むMCAの構成員であったことが触れられている。
- (14) もっともわかりやすい意味では、間テキスト性とは、あるテキストのなかに他のテキストの要素が実際に存在すること、つまり、引用を指す。しかし、間テキスト性の存在には、必ずしも直接的・間接的な引用が必要とされるわけではない[フェアクラフ 2012: 74]。
- (15) 「14か条の原則」を指していると思われる。
- (16) バルフォア宣言などを指している。
- (17) この語の語根(Q-R-R)は民族自決(taqrīr maṣīr)の語におけるtaqrīrと共通である。
- (18) この議事録においては、民族自決の語の使用を誰が提案したかは記録されていない。しかしながらこのことは、議長が汎イスラーム主義者と目されていたアーリフ・アル＝ダッジャーニーからナショナリストと目されるムサー・キャズィム・アル＝フサイニーに交替したことと無関係ではないと思われる。
- (19) 同文書の別の箇所においては、「国際的な権利」(al-ḥuqūq al-duwālīya)や「国際的な原則」(al-qawā'id al-duwālīya)など、組み合わせの揺れがみられる。
- (20) キング・クレーン委員会を指す。
- (21) フェアクラフは対話性について「作者の声と他の声のあいだにある対話の関係の程度、つまり、これらの声が表象されたり応答されたり、あるいは逆に排除されたり抑圧されたりする程度の尺度である」と述べている[フェアクラフ 2012: 313]。

- (22) 1887年ハイファ生まれ。イスタンブールのロイヤル・カレッジで学んだ後、オスマン朝期における複数の行政管理職に就いた。ペイルートで1913年に組織された青年アラブ運動への参加の疑義により投獄された経験や、ダマスカスにてシオニストとイギリスの支配からのパレスチナの解放を訴える「パレスチナのためのアラブ人団」(the Arab Society for Palestine)を組織したり、1932年にはイスティقلال党(独立党)の共同創始者となるなど、ナショナリストとして知られる[Abdul Hadi 2005: 122]。
- (23) 1860年ナーブルス生まれ。社会運動組織「アル＝ジャマイヤ」の共同創設者として社会的平等に取り組んだ。その後ナーブルス知事や、オスマン帝国議会におけるナーブルス代表などの職を務めている[Abdul Hadi 2005: 79]。
- (24) 1892年ナーブルス生まれ。イスタンブールで学んだ後、アル＝ファタートの名で知られるアラブ・ナショナリズム運動である青年アラブ団(Young Arab Society)に参加し、事務総長を務めている[Abdul Hadi 2005: 195]。
- (25) 民族自決の発現形態には一国内での「自治」という選択肢もあり得る。これは完全な主権国家としての「独立」と比して自決の度合いは低く、同義と捉えるべきではない。ここでこの「自治」の語が用いられている以上は彼らの想定する国家像がどのようなものであったかについて留意する必要がある。しかしながら同時期のアラビア語文書では、一般的に「自治」を意味する *ḥukm dhātī* の表現は用いられおらず、「独立」を指す *istiqlāl* が使用されている。またここで引用している文書の別段落では *right of independence* との言及も見られ、全体としてはやはり分離独立を志向しているのではないかと考えられる。
- (26) フェアクラフは、「前提」には主要な3つのタイプがあることを議論している[フェアクラフ 2012: 92]。存在しているものに関する前提(存在の前提)と、事実であること、事実でありうること、あるいは事実であろうことに関する前提(命題の前提)、そして、優良なもの、あるいは好ましいものに関する前提(価値の前提)である。

参考文献

<日本語文献>

- 石上文正・高木佐知子編 2016.『ディスコース分析の実践—メディアが作る「現実」を明らかにする』くろしお出版.
- ヴォダック, ルート・マイヤー, ミヒャエル 2010.『批判的談話分析入門:クリティカル・ディスコース・アナリシスの方法』三元社.
- . 2018.『批判的談話研究とは何か』三元社.
- 日本イスラム協会・佐藤次高・嶋田襄平・板垣雄三編 2002.『新イスラム事典』平凡社.
- 廣瀬陽子 2014.『未承認国家と覇権なき世界』NHK出版.
- フェアクラフ, ノーマン 2012.『ディスコースを分析する:社会研究のためのテキスト分析』くろしお出版.
- ベイカー, ポール・エレス, シボナイル 2018.『談話分析キーターム事典』開拓社.

< 英語文献 >

- Abdul Hadi, Mahdi, ed. 2005. *Palestinian Personalities: A Biographic Dictionary*. Jerusalem: PASSIA (Palestinian Academic Society for the Study of International Affairs).
- . ed. 2007. *Documents on Palestine: Volume 1 (until 1947)*. Jerusalem: PASSIA (Palestinian Academic Society for the Study of International Affairs).
- Abunimah, Ali. 2007. *One Country: A Bold Proposal to End the Israeli-Palestinian Impasse*. New York: Picador Paper.
- Amer, Mosheer. 2012. “The Discourse of Homeland: The Construction of Palestinian National Identity in Palestinian Secularist and Islamist Discourses.” *Critical Discourse Studies* 9(2): 117-31.
- Badarin, Emile. 2016. *Palestinian Political Discourse: Between Exile and Occupation*. New York: Routledge.
- Baraka, Mohammad. 2005. “Between the One-State and the Two-State Solution: Independence Is Not a Luxury, It Is a Necessity.” *al-Majdal* 28: 20-3.
- Bassiouni, M. Cherif. 1978. *Palestinians Rights of Self Determination and National Independence*. Belmont, Massachusetts: Association of Arab-American University Graduates.
- Cattan, Henry. 1973. *Palestine and International Law: The Legal Aspects of the Arab-Israeli Conflict*. Prentice Hall Press.
- . 1976. *Palestine and International Law: Legal Aspects of the Arab-Israeli Conflict*. New York: Longman.
- De Waart, Paul J. I. M. 1994. *Dynamics of Self-Determination in Palestine: Protection of Peoples As a Human Right*. New York: Brill.
- Faris, Hani A., ed. 2013. *The Failure of the Two-State Solution: The Prospects of One State in the Israel-Palestine Conflict*. London: I.B. Tauris.
- Friedman, Isaiah. 2011. *British Pan-Arab Policy, 1915-1922*. Transaction Publishers.
- Kapitan, Tomis. 1995. “Self-Determination and the Israeli-Palestinian Conflict.” In *From the Eye of the Storm: Regional Conflicts and the Philosophy of Peace*, edited by Laurence F. Bove and Laura D. Kaplan, 223-48. Amsterdam: Rodopi.
- Khalidi, Rashid. 2006. *The Iron Cage: The Story of the Palestinian Struggle for Statehood*. Boston: Beacon Press.
- . 2010. *Palestinian Identity: The Construction of Modern National Consciousness*. New York: Columbia University Press.
- Khalidi, Walid, ed. 1987. *From Haven to Conquest: Readings in Zionism and the Palestine Problem Until 1948*. Washington, D.C.: Institute for Palestine Studies.
- Kimmerling, Baruch, and Joel S. Migdal. 2003. *The Palestinian People: A History*. Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.
- Lansing, Robert. 1921. *The Peace Negotiations, A Personal Narrative*. Boston, New York: Houghton Mifflin Company.
- League of Nations. 1920a. “Annex.” *League of Nations Official Journal* 1(4): 157-91.
- . 1920b. “Proces-Verbal of the Tenth Session of the Council Held in Bussels, 20th to 28th

- October, 1920 Proces-Verbal.” *League of Nations Official Journal* 1(8): 4-37.
- Lilienthal, Alfred M. 1982. *Zionist Connection II: What Price Peace?* New Brunswick, N.J.: North American Inc.
- Mallison, W. Thomas, and Sally V. Mallison. 1986. *The Palestine Problem in International Law and World Order*. Burnt Mill, Harlow, Essex, England: Longman Group.
- Massad, Joseph. 2018. “Against Self-Determination.” *Humanity: An International Journal of Human Rights, Humanitarianism, and Development* 9(2): 161-91.
- Muslih, Muhammad Y. 1988. *The Origins of Palestinian Nationalism*. New York: Columbia University Press.
- Nusseibeh, Sari. 2011. *What Is a Palestinian State Worth?* Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Quigley, John. 1990. *Palestine and Israel: A Challenge to Justice*. Durham: Duke University Press Books.
- Shikaki, Khalil. 2012. “The Future of Israel-Palestine: A One-State Reality in the Making.” NOREF (Norwegian Peacebuilding Resource Centre). <https://www.files.ethz.ch/isn/142692/c56efad04a5b8a7fa46b782fda33d74f.pdf> (Accessed March 30, 2020).
- Tilley, Virginia. 2010. *The One-State Solution: A Breakthrough for Peace in the Israeli-Palestinian Deadlock*. Ann Arbor: University of Michigan Press.

<アラビア語文献>

- Al-Ḥūt, Bayān Nuwayhid, ed. 1984. *Wathā’iq Al-Ḥaraka Al-Waṭaniyya Al-Filasṭīniyya 1918-1939: Min ‘aurāq ‘Akram Zu’aitar*. Bayrūt: Mu’assasat al-Dirāsāt al-Filasṭīniyyah.
- . 1986. *Al-Qiyādāt Wa-l-Mu’assasāt as-Siāsīya Fī Filasṭīn: 1917-1948*. Bairūt: Mu’assasa al-Dirāsāt al-Filasṭīniyyah.
- Nuwār Sha’t, ‘Abdullāh. 2016. *Ḥaqq Taqrīr Al-Maṣūr Fī Al-Qānūn Ad-Duwalī: Ad-Daula Al-Filasṭīniyya Namūdhajan*. al-‘Iskandarīya, Maktaba al-wafā al-qānūniyya.
- ‘Aql, Amīn. 2016. *al-Wathā’iq ar-ra’isiyya fī qaḍīya Filasṭīn min arshif al-amāna al-‘amma lil-jāmi’a al-‘Arabiyya: al-majmū’a al-ūlā, 1915-1946*. Bairūt: Mu’assasa al-Dirāsāt al-Filasṭīniyyah.

ABSTRACT

Hani ABDELHADI

Internalization of the Concept of “National Self-Determination” in the Early Palestinian Leadership (1918-1922): From the Perspective of Critical Discourse Studies

From the perspective of critical discourse studies (CDS), this paper examines how the Palestinian leadership internalized the concept of self-determination in 1918, when the concept gained international recognition, and shortly thereafter. This is a particularly important period to consider with regard to how Palestinians felt about the emergence of the concept and how it was incorporated into their discourses. First, this paper shows that discourse in Palestinian leadership can be understood at three levels: identity, subject of demand, and international legitimacy. The analysis shows how the discourse, which initially

appealed for protection of individual rights to residence and ownership, gradually transformed itself into one that sought collective independence and even made the right to national self-determination itself a goal. Furthermore, such discourse is found to have merged with that of the League of Nations and the Allies for strengthened legitimacy. In other words, international discourse clearly played an ideological role in the formation of discourse for the Palestinians and contributed to the reduction of discourse's dialogicality. Moreover, the roles of the Muslim Christian Association in Palestine, the Palestinian Arab Council, and the Palestinian delegation dispatched by the Council to London were particularly important as actors in the formation of discourse.

Ph.D. Student, Graduate School of Media and Governance, Keio University
慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科博士後期課程